

堺甲南会会則

第1条（名称）本会は堺甲南会と称する。

第2条（目的）本会は会員相互の親睦と母校との親和をはかることを目的とする。

第3条（会員）

- 1 本会は、堺市およびその周辺に居住し、又は勤務する、甲南学園の卒業生をもって会員とする。
- 2 前項の甲南学園は、前身校も含み、次のとおりとする。
旧制甲南中学校 旧制甲南高等学校
甲南大学（学部、医学部進学過程）
甲南大学大学院（修士課程、博士課程）
甲南高等学校
- 3 前項の学校に在籍した者で甲南学園同窓会の会員として認められている者および域外の在住・在勤者で入会を希望する者は会員とする。

第4条（役員）

- 1 本会は次の役員を置き、会員の中から選任する。

イ 顧問 若干名

本会の設立または維持発展に功労のあった者とし、会長の諮問に応じて意見を述べる。

ロ 会長 1名

本会を代表し会務を総理する。

ハ 副会長 若干名

会長を補佐し、会長の不在または欠けた時は会長の指名した副会長（以下総括 副会長という）が会長の職務を行う。

ニ 幹事長 1名

本会の事務を取り扱う。

ホ 副幹事長 1名

幹事長の職務を助ける。

ヘ 幹事 若干名

会員を代表して会の運営にあたる。

ト 会計監査

3名 本会の会計を監査する。

- 2 顧問は、総会において会長が推挙する。

- 3 会長、副会長および会計監査は総会において選任する。

- 4 幹事長、副幹事長および幹事は、役員会において選任し、総会に報告する。

第5条（役員任期）

- 1 役員任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

- 2 役員は、その任期満了の後も、後任者が選任されるまでは、なおその職務を行う。

第6条（事務所の所在）本会の事務所は会長または幹事長の指定する場所とする。

第7条（総会）

- 1 本会に総会を置き、全会員の親睦と会の重要事項を協議するため、毎年1回会長が召集する。
- 2 総会は総括副会長が議長となり、次の事項を取扱う。
 - イ 会員相互の親睦
 - ロ 本会則に定める役員の選任
 - ハ 前年度の事業報告および決算の報告
 - ニ 当年度の事業計画および予算の報告
 - ホ 本会の解散または合併
 - ヘ その他、会の重要事項で会長が認めたもの
- 3 総会は出席者をもって成立し、その議事は出席者の過半数で決する。但し可否同数の場合は議長が決する。
- 4 会長は、必要により臨時の総会を開く事ができる。

第8条（役員会）

- 1 本会に役員会を置き、会の運営にあたる。
- 2 役員会は、必要の都度会長が召集し、会長、副会長、幹事長、副幹事長および幹事をもって構成する。
- 3 会計監査は役員会に出席して意見を述べる事ができる。
- 4 役員会は総括副会長が議長となり、次の事項を取扱う。
 - イ 総会の開催およびこれに付議する事項
 - ロ 本会則に定める幹事長および幹事の選任
 - ハ 予算および事業計画
 - ニ 決算報告および事業報告
 - ホ 会則の変更および細則の制定改廃
 - ヘ その他会の運営に関する必要な事項
- 5 役員会は出席者により成立し、その議事は出席者の過半数で決する。ただし可否同数の時は議長が決する。

第9条（例会）

- 1 本会に例会を置き、有志会員相互の親睦、相互理解と研鑽をはかる。
- 2 例会は会長が適宜召集する。

第10条（会計）

- 1 本会の経費は、会費、寄付金およびその他収入をもって支弁する。
- 2 前項の会費は、総会その他の行事にあたって適宜徴収するものとし、金額は役員会で定める。
- 3 本会の会計は、副幹事長が取扱う。
- 4 会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

付 記

- 1 この会則は、平成7年4月1日から施行する。
- 2 平成28年4月1日改正